

# 組織統治

社会的責任ある前向きな意思決定が図られるようにするためには、理念・戦略・基準等を活用するプロセスの確立が必要です。  
組織統治では、企業理念・戦略実現の推進、基準等の遵守の定着、実行計画の実施プロセスの確認、目標や基準等の見直し等を課題と認識して取り組みます。



## コーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方

当社は、上場企業として社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、複数の社外取締役および社外監査役の選任等による「取締役会および監査役会の機能強化」、役員・社員の行動基準の制定、内部統制委員会、CSR・コンプライアンス委員会の設置、内部監査体制の充実等による「内部統制システムの整備」、危機管理委員会の設置等による「リスク管理体制の整備」、決算情報開示の早期化等による「ディスクロージャーの充実」等に努めております。(P8: 体制図参照)

## 企業理念・戦略実現の推進

### 企業理念・経営計画(基本戦略)を周知しています

当社グループは、社会的責任に取り組む意思をグループ全体に周知するため、「企業理念」(P2: Top Message参照)において「豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」という目的を表明しています。

その実践のため当社「経営計画」において次の「基本戦略」および「具体的戦略」(抜粋)を定め、職場ミーティング等で周知しています。

### 基本戦略および具体的戦略(抜粋)

1. 新たな挑戦をサポートする企業風土の醸成
2. サービス品質向上活動の推進
3. 自然災害対策、セキュリティ対策等のリスク管理強化
4. 社内チェック体制の強化によるコンプライアンスの徹底
5. 国連グローバル・コンパクト10原則にもとづくCSR活動の実践
6. 地球環境対応の継続的実施
7. 「災害に強いエコ倉庫」  
「災害に強い環境配慮型オフィスビル」の  
コンセプトにそった技術開発、施設整備の継続

また、実行にあたり「社会的責任に関する手引」の社会的責任の7原則を遵守しています。当社グループでは7原則にそった形の「行動基準」が定められ、CSR・コンプライアンスハンドブックを利用し、自己点検による確認に努めています。



職場ミーティング(横浜支店)



職場ミーティング(名古屋支店)

## 目標や基準等の見直し等

### CSR・コンプライアンス委員会での審議(3月開催)を実施しています

当社グループにおけるCSR活動の推進のため、2006年9月にCSR・コンプライアンス委員会が設置されました。



CSR・コンプライアンス委員会

2017年度は、3月に開催し、環境・社会報告書の作成基準としての「社会的責任に関する手引」にもとづいたCSR活動の報告と見直し、および、「行動基準」遵守状況の自己点検にもとづいたコンプライアンス改善について審議しました。

## 基準等の遵守の定着

### コンプライアンス意識の浸透を図っています

当社グループは、社員が業務を遂行するときの規範として制定した「行動基準」遵守状況の自己点検やコンプライアンス研修の推進・徹底により、社員一人ひとりに企業倫理にもとづくコンプライアンス意識の浸透を図っています。

自己点検は、当社および国内グループ会社を対象としていましたが、2013年度からは対象範囲を拡げ、海外グループ会社にも英語対応で実施しました。



▶「行動基準」遵守状況の自己点検の実績データを三菱倉庫ホームページに「拡張版」として掲載しています。

三菱倉庫HOME > CSR > 環境・社会報告書 > 拡張版

### 内部監査で業務プロセスを確認しています

監査部を中心に各支店に支店監査人、本店および各支店に監査補助者を置き、内部監査規則および内部監査計画にもとづいた内部監査を実施しています。内部監査の目的は、会社の業務および財産の状況を正確に把握し、不正過誤の防止および業務の改善、能率の向上その他経営の合理化に役立てることにあります。監査部は、当社および子会社の監査結果を経営者に報告しています。また、監査結果で指摘事項があれば総務部でフォローアップ支援を行い、確認結果を経営者に報告しています。

また、監査部は監査役とも緊密な連絡を保ち、内部

監査に関する情報の提供を行って、監査役監査に協力しています。

## 実行計画の実施プロセスの確認

### 内部統制で業務等の適正性を確認しています

役員・社員の適正な職務遂行と会社業務の適正性を確保するため、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しています。

また、財務報告の適正性を確保するために必要な体制を整備し、金融商品取引法にもとづく財務報告にかかわる内部統制の有効性の評価に関する「内部統制報告書」を作成・提出しています。

### 特定保税承認制度にもとづき保税業務等のプロセスを確認しています

特定保税承認制度は、AEO制度<sup>\*1</sup>のひとつで、法令遵守等に関する一定の要件を満たした保税蔵置場等の管理者を「特定保税承認者」として承認し、手続きの簡素化や、許可手数料の免除等の特例措置を適用するものです。当社は、2008年4月に承認を受け、保税業務をはじめとした輸出入関連業務における法令遵守の取組みを一層強化しました。2016年4月には同承認を更新し、これからもお客様に安心してご利用いただける物流サービスの提供に努めてまいります。

また、当社は2017年6月に、グループ会社の門菱港運(株)は2012年9月に、京浜内外フォワーディング(株)は2014年6月に、菱洋運輸(株)は2017年4月に、内外フォワーディング(株)は2018年2月にAEO制度の「認定通関業者」の認定を取得いたしました。「認定通関業者」とは、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス体制の整備を税関に認定された通関業者であり、通関時に各種の特例措置を受けることができます。今後、同制度の活用により、顧客サービス水準を一層高めてまいります。



認定通関業者認定書(当社)

<sup>\*1</sup> 国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、我が国の国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。

WCO(世界税関機構)が採択したSAFE「基準の枠組み」においてAEO制度の導入・構築の指針が定められており、我が国のAEO制度は、その指針に沿ったものとなっています。(出典:税関ホームページ)